

令和4年度 第3回中野市都市計画審議会議事録

日 時	令和5年3月6日（月曜日）午後3時
場 所	中野市役所4階 42・43会議室
出席委員	佐野啓明委員、柳沢吉保委員、中村明文委員、直江崇委員、関克浩委員、阿部仁士委員、市川真一委員、小坂直矢委員（代理）、蟻川幸治委員、丸山裕之委員、間峠未希委員、竹内徳良委員、松本浩司委員
欠席委員	高松剛委員、相子靖子委員、小橋信子委員
中 野 市	建設水道部長 土屋龍昭 都市計画課長 小林雄一 都市計画課長補佐兼監理計画係長 土屋徳彰 都市計画課監理計画係副主幹 割田祐司
コンサル	地域総合計画㈱ 都市計画事業部 課長 青木太郎 技師 西澤貴文
1開 会 (小林課長)	<p>定刻になりましたので、ただいまから中野市都市計画審議会を開催いたします。</p> <p>本日の審議会の進行を務めさせていただきます、都市計画課長の小林でございます。どうぞよろしく願いいたします。</p> <p>本審議会の成立要件でございますが、中野市都市計画審議会条例第5条第2項の規定により、委員の皆様の半数をもって、会議が成立することとなっております。</p> <p>本日は委員15名中12名の出席をいただき、委員の半数以上の出席をいたしておりますので、本審議会は成立していることをご報告いたします。</p> <p>また、信州中野商工会議所東委員、中野青年会議所の清野委員につきましては、昨年所属団体役員の任期終えられまして、本日新しく信州中野商工会議所副会長の市川委員、中野青年会議所理事長の小坂委員に出席いただいております。よろしく願いいたします。</p>

なお、中野警察署長高松委員、小さな拠点にかかる豊田地域運営協議会副会長兼福祉部会長の小橋委員より欠席の連絡をいただいております。

また、本日は中野市まちづくり基本計画の策定受託業者であります株式会社地域総合計画の担当者も会議に同席しておりますので、よろしく願いいたします。

では始めに、佐野会長よりご挨拶をお願いいたします。

2 あいさつ

佐野会長

令和4年度第3回都市計画審議会の開催にあたり、一言ご挨拶申し上げます。

本日の案件は、中野市都市計画ごみ処理場の変更と中野市まちづくり基本計画案の2件であります。

委員の皆様には中野市がさらなる飛躍を求められますよう、様々な角度から貴重なご意見を賜りますよう、よろしくご協力をお願い申し上げます。

また、皆様のご協力によりスムーズに議事が進行できますよう、お願い申し上げます。ごあいさつとさせていただきます。よろしく願いいたします。

小林課長

それでは次第に沿いまして、議事に入りたいと思います。

ここからの進行は佐野会長をお願いいたします。

3 議事

(佐野会長)

それでは議事に入ります。

ここで議案第1号及び第2号について、中野市長から諮問の申し出がありましたので、諮問を受けさせていただきます。

(土屋部長)

本来であれば、市長が参りまして諮問申し上げるところですが、他の公務により出席できませんので、私のほうから中野市都市計画審議会へ諮問いたします。

(諮問)

(佐野会長)

それでは、諮問のありました案件について審議して参ります。

では、議案第1号の「中野都市計画ごみ処理場の変更について」、事務局から説明をお願いします。

(事務局)

それでは資料の1、中野都市計画ごみ処理場の変更という資料をご覧ください。

今回の中野都市計画ごみ処理場の変更につきましては、令和4年8月の都市計画審議会でお話をさせていただきました。

北信保健衛生施設組合、不燃物処理センターの都市計画決定の廃止についてでございます。

1枚おめくりいただきまして、中野都市計画のごみ処理場の変更というページをお願いいたします。

廃止の理由といたしましては、社会経済情勢を勘案した効率的及び合理的なごみ処理方法への変更に伴い、中野都市計画ごみ処理場、北信保健衛生施設組合不燃物処理センターを廃止するものでございます。所在地につきましては、長野県下高井郡山ノ内町大字戸狩字落合683-1でございます。

位置図につきましては、最終のページでございます。

中野市から山ノ内町の方へ向かっていただきまして、夜間瀬橋の手前を右に曲がった先でございます。

面積は約0.1ヘクタールでございます。

次のページの中野都市計画ごみ処理場の変更理由書というところをお願いいたします。

内容につきましては県に協議した内容と同様のものとなります。

北信保健衛生施設組合不燃物処理センターは、中野市、山ノ内町、小布施町、旧豊野町現長野市、旧豊田村現中野市の一般家庭から排出される不燃ごみの金属ごみ等を、共同処理する施設として、昭和56年3月4日に中野都市計画ごみ処理場として、都市計画決定したものでございます。

以降40年あまりにわたり、ごみ処理を行って参りましたが、平成30年度に北信保健衛生施設組合において、不燃物処理センター運営検討委員会が設置され、今後の不燃物処理のあり方について検討が行われた結果、社会経済情勢を勘案した効率的な効率的及び合理的なごみ処理を行うため、当該処理センターでの処理を停止し、民間委託にて処理を行うこととなりました。

北信保健衛生施設組合不燃物処理センターは、令和3年3月31日に稼働を停止し、今年度北信保健衛生施設組合において、施設の解体工事を完了することとしております。

現場を確認させていただきましたが、施設の解体工事は完了しております。

中野市では、不燃ごみを引き続き北信保健衛生施設組合に加入し、共同処理を行っております。

土地については、施設設置の当初から借用地であることから返還することとしており、跡地利用として、ごみ処理場の利用予定はないことから、ごみ処理場として都市施設を廃止するものでございます。

1枚めくっていただきまして、右側の都市計画の策定の経緯の概要というところをお願いいたします。

令和4年9月から県への事前協議を始めまして、11月に県知事から事前協議の回答を得ております。

令和4年11月24日から12月8日の間に、素案の閲覧を行いました。が、公述がなかったため、公聴会は中止しております。

その後12月に計画案の縦覧、本年2月に県知事協議を実施いたしまして、2月28日付けで県知事より中野都市計画ごみ処理場の変更について問題ない旨回答をいただいております。

今後の予定といたしましては、本日の都市計画審議会での承認を経て、後日、市長へ答申した後、今月中に都市計画決定の告示を行っていく予定としております。

説明は以上となります。

(佐野会長)

ただいま事務局からの説明に対し、何かご質問等はございますか。

(柳沢委員)

この当該センターについては、解体工事は完了しているが、都市施設としての都市計画だけが残っているから計画を廃止しますと、そういう意味合いでよろしいでしょうか。

(事務局)

そのとおりです。

(佐野会長)

他にはよろしいでしょうか。

ではお諮りいたします。

議案第1号中野都市計画ごみ処理場の変更について、原案の通り賛成する方は挙手をお願いいたします。

挙手全員であります。

中野都市計画ごみ処理場の変更について、原案のとおり異議なしと認めます。

続きまして議案第2号の中野市まちづくり基本計画案につきまして、

事務局から説明をお願いいたします。

資料2と資料3、あわせて、中野市まちづくり計画都市計画マスタープラン編がお手元にあるかと思いますが、そちらの方をご参照していただきたいと思います。

まず一番上、外部検討委員会の園田委員さんからいただいたご意見でございます。

こちらは都市計画マスタープラン編の69ページとなっておりますが、ページが変わりまして68ページになります。こちらをご覧くださいければと思います。

ご意見の内容といたしましては、道路交通の方針という事でございます。

主には公共交通のことですけれども、ご意見の内容といたしましては、今後人口減少社会という中で、やはり高齢者ばかりではなく、一般の住民の方からもしっかりと公共交通を使えるような形で、記載をして欲しいと、そんなご意見でございました。

したがって、それを受けまして、資料の68ページの一番下のところですが、(4)利用環境向上による公共交通網の維持ということで、高齢者のみではなく一般の方からも図れるようにということで、その下から3行目、利用環境の向上による、一般市民の利用増進や運行の効率化を図りますということで、加筆修正いたしました。

続きまして外部検討委員会の佐藤委員さんからいただいたご意見でございます。

意見の内容といたしましては、中心市街地における振興策についてでございます。

こちらにつきまして、現在商工観光課の方で中心となりまして、中心市街地の商業振興に取り組んでおるところでございますので内容をお伝えするところでございます。

次に丸山委員さんからいただいたご意見でございます。

一つ目ですけれども、主には空き家、空き地の再生と利活用ということでございました。

これにつきまして回答でございますけれども、今年3月、中野市空き家対策計画が策定されたところでございます。

今後は都市マス或いは立地適正化計画の中でもこれらと整合を図りながら、補助メニューの活用等も検討していきたいというところでございます。

その次、丸山委員の二つ目、SDGsの関連でございます。
計画マスタープラン編の3ページをご覧ください。3ページの下段の部分になります。

中野市まちづくり基本計画とSDGsとの関連というようなことで、ここではSDGsの概念全体をご紹介しているところでございます。そして、合わせまして資料の65ページをご覧ください。

65ページは、分野別都市づくりの方針というところございまして、土地利用、或いは公共交通ということで、それ以降のページに繋がっていきわけなんです、この全体構想など、分野別計画という中で、SDGsの目標と関連の深いアイコンをご紹介していきながら、制度が考え方と、整合を図るべき方向性、これを整理していくというところでございます。

資料2の裏面に次のページ佐藤委員さんからいただいたご意見でございます。

主には人口減少等、こういった関連についてのご意見でございます。それに対する回答ですけれども、第二期中野市まちひとしごと総合創生総合戦略がございましてこれにつきましては、資料の44ページをご覧ください。

資料44ページの下段になりますが、第二期中野市まちひとしごと総合創生総合戦略ということで、令和2年3月に策定された計画を中でも一部ご紹介しております。

この計画の中で、人口ビジョンという部分で将来の人口目標を定める部分と、第二期総合戦略ということで、そのためにどういうことをしていくのかいうことを整理した計画になってございます。

その中で、四つの基本目標、重点施策ということで市でも施策を展開しているというところでございます。

まちづくり基本計画でも、非常に関連の深い計画でございますので、こういったことを踏まえて反映させていただいているというところでございます。

続きまして資料2の次のページ、立地適正化計画に対する意見を整理したページと合わせまして、立地適正化計画という冊子をご覧くださいければと思います。

冊子の方の資料の11ページ目をお願いいたします。

まず丸山委員の意見ですけれども、11ページの②、通学者の記載内容が、その上の①通勤者と全く同一になっていますということで、ご指摘いただきまして、こちらのページにつきましては、都市計画マ

スタープランの資料4と合わせまして整合を図りまして修正をいたしました。

続きまして83ページをお願いいたします。

83ページの関係、柳沢委員からご指摘いただいた内容ですけれども、検討の段階では検討対象施設というものを使っておりまして、作業過程でつけられた名称であります。

都市機能施設でもおさまるといいますとご指摘いただきまして、検討対象施設をすべて都市機能施設に統一して修正しております。83ページ以外につきましても検討対象施設というものを使っているところございましたので、こちら統一してすべて修正を行っております。続きまして86ページをお願いいたします。

86ページこちら柳沢委員からご指摘いただいた内容になっておりますけれども、適正配置型施設と名称が、資料では使われておりまして、資料の中ほどの緑色で示しておりますけれども、日常生活型都市機能施設という名称で統一をさせていただきました。

続きまして88ページお願いいたします。

こちら柳沢委員からご指摘いただいた内容ですけれども、ページの表の上段に居住誘導区域を追加させております。

また、ご意見の中で、居住誘導区域外にコミュニティ拠点がありますが、日常生活型都市機能施設の維持はわかりますが、新たに確保するとなると、現状のコミュニティ拠点で生活ができるので集約になりません。コミュニティ拠点では必要最小限の日常生活でよいのではないのでしょうかというご意見いただきまして、こちらの88ページの右下になりますけれども、矢印でボックス記載しておりまして、維持確保に努めるという表現を維持に努めるという表現で修正をしていただきました。

続きまして120ページをお願いします。

柳沢委員からご指摘があった内容で、120ページの2-1居住誘導に係る指標の中で集約に関する指標がありません。居住誘導区域外の人口比も導入した方が良いと思いますというご指摘いただきまして、こちらの居住に係る指標ということで、表でまとめておるんですが、こちらの二つ目ですね、総人口に対する、まちなか居住促進エリアの人口割合ということで、指標を追加させていただきました。

こちらは考え方としますと、表の一番右側に期待する効果ということで記載させておりまして、居住促進エリア内の人口を向上させること

で、立地適正化計画の目指すコンパクトな都市構造が構築されるということで、ねらいの方を記載しております。

続きまして資料 121 ページをお願いいたします。

こちら柳沢委員からご指摘いただいた内容ですけれども、2-3 公共交通に係る指標の中で、コンパクトプラスネットワークの指標を追加したほうが良いというご指摘いただきまして、中程の表の中の 2 番目になりますが、総人口に占める居住誘導区域及びコミュニティ拠点内の公共交通徒歩圏人口の割合という指標を追加していただきました。

表の右側に期待する効果ということで整理をしております、公共交通による移動手段が確保されてるエリアの人口割合を向上させることによって、公共交通により都市機能施設を利用できる環境が維持されるとともに、コンパクトな都市構造が構築されるということで、期待する効果について記載をさせていただきました。

立地適正化計画に対するご意見いただいたところの修正点については以上であります。

続いて資料 3 の中野市まちづくり基本計画案に対するパブリックコメント手続きの実施結果という資料のお願いをしたいと思います。

令和 5 年 1 月 6 日から 1 月 27 日の間にパブリックコメントを実施いたしました。

募集の結果、1 名の方から 5 件の意見の提出がありました。

いくつかご紹介をさせていただきたいと思います。

めくっていただいて、No. 1 になりますけれども、まちづくり基本計画案を策定するには、時期尚早ですまだまだ検討課題が山積みしていますし内容がまとまっていません。令和 6 年 3 月をめどに確定されるよう再検討をお願いいたします。

という意見に対しまして、市の考え方といたしましては、本計画は令和 5 年 4 月公表に向け令和 3 年度から令和 4 年度の 2 ヶ年にかけて策定を行い、庁内だけでなく外部の有識者も含めた中で検討を重ねて参りましたので、再検討は考えておりません。

なお、都市計画マスタープラン編は概ね 10 年後、立地適正化計画編は概ね 5 年ごとに見直しを予定しており、社会経済情勢の変化や計画に掲げた施策の進捗状況を踏まえ、見直しを実施していきますと回答をさせていただいております。

次に No. 2 になりますが、市長が音頭をとり、原案を見直す一方でどう改定すべきか、市議会等で徹底した審議をお願いしたいと思います。

また審議過程は市民にお知らせ願いたいと思います。今の定例の市議会報告では審議したことはわかりますが、審議の内容が読み取れません。という意見に対しまして、本計画は、市議会の議決事項ではありませんが、令和4年2月と令和5年1月に市議会全員員協議会で議論をいただいております。全員協議会での主な意見は中野市公式ホームページで公表して参りますと回答をさせていただいております。なお、今回いただいた意見に対しまして計画の修正等はしてございません。

説明は以上になります。

(佐野会長)

ただいまの事務局からの説明に対し、何かご質問等ございますか。

ではお諮りいたします。

議案第2号中野市まちづくり基本計画案について、原案の通り賛成する方の挙手をお願いいたします。

挙手全員であります。

中野市まちづくり基本計画案につきましては原案通り異議なしと認めます。

それでは以上で議案の審議を終了いたします。

なお、市長への答申につきましては本日の結果を報告することといたしますのでご了解いただきますようお願いいたします。

4 その他

(佐野会長)

それではその他に入ります。

それでは事務局から何かございましたらお願いいたします。

(事務局)

特にございません。

5 閉会

(佐野会長)

ないようであれば、本日予定しました会議事項はすべて終了いたしました。以上をもちまして中野市都市計画審議会を閉会といたします。委員の皆様には、慎重審議ありがとうございました。

ご苦労さまでした。

(午後3時30分 閉会)